

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年1月21日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

- 1 監査対象部課等 産業部
産業推進課、商工課、観光課、水産課、水産物地方卸売市場建設室、漁業集落整備課、農林課、農業復興推進室及び産業部所管の行政機関
- 2 監査対象範囲 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成27年9月30日現在)
- 3 監査期間 平成27年11月18日から平成28年1月21日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。